

今週のトピックス

税務・会計

事業承継税制改正

先日、財務省から平成20年度税制改正の要綱が公表されました。その中で事業承継についての改正が盛り込まれています。

それによると非上場会社を運営していた被相続人から相続によりその会社の株式を取得して経営を引き継いだ相続人についてはその相続人の相続税のうち取得した株式の課税価格の80%に対応する相続税について納税が猶予されるというものです。

この場合の相続人は同族関係者でその会社の過半数の株式を保有していること、同族関係者の中で筆頭株主であることなどが要件となっています。

事業を引き継いだ相続人が死亡の時まで取得した株式を保有し続けた場合等には猶予されていた相続税の全額が免除されます。しかし、相続税の法定申告期限から5年以内にその会社の代表者でなくなった場合は全額納付、取得した株式を譲渡した場合は譲渡した株式の割合に応じて納税猶予額を納付することになります。

この改正により、中小企業のオーナー経営者が子供に事業を引き継がせる際の相続税が軽減されることになりその効果に大きな期待が寄せられています。

経営

中小企業の昇格・人件費管理セミナー

中高齢者時代に直面する人件費管理の問題を明確にし、役割・能力・成果に応じた賃金処遇をどのように考えるかを具体的に解説します。

1月24日(木)14時00分より。無料。

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14695.html

人・もの・カネ

国税のコンビニ納付開始

平成20年1月21日から国税のコンビニ納付が開始されます。

国税のコンビニ納付には、バーコード付納付書が必要です。

バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行します。

- (1) 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税等）
- (2) 督促・催告を行う場合（全税目）
- (3) 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- (4) 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

ほとんどのコンビニで利用できることもあり、利便性の向上が期待されます。

ニュースな日々

自賠責保険値下げ

自動車のすべての保有者に加入が義務づけられている自動車損害賠償責任（自賠責）保険の保険料が、来年4月から値下げされる見通しになりました。保険金の支払い対象となる人身事故が予測より少なかった上、保険料の運用も堅調だったためです。政府は平均2割程度の値下げを軸に調整するようです。値下げは97年度以来11年ぶりとなります。一般的な家用自動車の2年契約の場合、契約者が負担する保険料は現行3万830円で、来年4月から数千円の値下げとなる見通しです。

今週のおすすめ

大相撲初場所

初場所の注目はなんとと言っても出場停止処分が明け、3場所ぶりに復帰する横綱朝青龍です。場所前のけいこ総見ではもう一人の横綱白鵬を気迫で圧倒し、blankは感じさせずその存在感は抜きこんでいました。しかし白鵬も朝青龍のいない場所で2連覇し、今場所は3連覇がかかっています。休場明けの朝青龍に負けるわけにはいかないと言志を人一倍燃やしており目の離せない2週間となりそうです。

タワーの灯

2008年最初のビジネスガリ版です。本年もよろしくお願ひ致します。

正月休み明けの仕事というのはなぜか憂鬱な気分になります。夏休み明けなどはそういうことはないのですが、同じように感じる方も多いのでは？

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル
5階
TEL:03-6436-0201
FAX:03-6436-0202
Info@mionet.co.jp